

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第39号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の212.5</u></p> <p>(2) 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の177.5</u></p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u></p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の155</u></p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第20条の規定は、令和7年12月1日から適用する。